

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施  
に関する規則第 15 条第 1 項に規定する掲示板を定める告示  
(平成 4 年 2 月 28 日公委告示第 16 号)

[沿革] 平成 6 年 9 月公委告示第 73 号改正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に  
関する規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 5 号)第 15 条第 1 項に規定する公安委員  
会の掲示板は、奈良県庁前掲示場とする。